

重要事項説明書

1. 事業所の概要

運営主体の法人名 (事業者名)	(フリガナ) リョウリンジン セキゼンカイ 医療法人 積善会	
運営主体の代表者氏名	近藤 貴久	
運営主体の所在地	〒441-3151 豊橋市二川町字北裏1番地17	
代表電話番号・FAX番号	TEL 0532-41-0800	FAX 0532-41-0726
ホームページアドレス	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし	http://www.sekizen-hp.or.jp/
運営主体の開設年月	平成15年 6月	
(フリガナ) 事業所名	ガマコオリシトウブチイキホウカツシエンセンター 蒲郡市東部地域包括支援センター	
管理者の氏名	山田 泰伸	Ⓔ
事業所の所在地	〒443-0013 蒲郡市大塚町山ノ沢45番地2	
交通の方法	JR三河三谷駅下車 車で5分	
代表電話番号 FAX番号	TEL 0533-59-6790	Fax 0533-59-6790
ホームページアドレス	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし	http://www.gamatoubu.jp/pdf/houkatsu.pdf
緊急連絡先	時間外でも連絡可能な緊急連絡先 <input type="checkbox"/> あり ・ なし	
	連絡先 TEL 0533-59-7601	
介護保険の指定番号	2303300012	
指定年月日	平成 28年 4月 1日	
指定更新年月日	平成 年 月 日	
事業者等の選定について	介護予防サービス計画の作成にあたっては、利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介を求める事や、介護予防サービス計画等の原案に位置付けた介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。	

2. 職員の体制に関する事項

所属する担当職員 の人数・構成	所属する 保健師等の人数	常勤	非常勤	常勤換算
		2人	0人	2人
	所属する 主任介護支援専 門員等の人数	常勤	非常勤	常勤換算
		2人	0人	2人
	所属する社会福 祉士等の人数	常勤	非常勤	常勤換算
		2人	0人	2人

3. サービスの内容等に関する事項

営業時間（窓口対 応可能時間）	月～金曜	8：30～17：30	土曜	休日
	日曜 祝日	休日	特記事項	年末年始 (12/29～1/3)
サービス提供地域	蒲郡市内（蒲郡市立大塚中学校・三谷中学校区内）			
サービス提供内容	<p>① 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの作成。</p> <p>② 居宅介護支援事業所との連絡、調整。</p> <p>③ 作成した介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの実施状況の把握、サービス事業所等との調整、評価。</p> <p>④ 利用者の状況把握、それにともなう計画の見直し、要支援認定等の申請（地域支援事業）区分変更の支援、関連事業所等の紹介、連絡調整。</p> <p>⑤ 苦情相談の受付、給付管理票等（予防給付及び総合事業）の作成、関連機関への提出、調整。</p>			
損害賠償保険加入	あり			
苦情・相談対応窓 口の名称・連絡 先・対応時間	事業所又は法人に 設置された苦情・ 相談対応窓口	名称	蒲郡市東部地域包括支援センター	
		連絡先電話番号	(59-6790)	
		対応時間	午前8：30～午後5：30 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く	
	外部に設置された 苦情・相談対応窓 口	名称	東三河広域連合（介護保険課）	
		連絡先電話番号	(0532-26-8471)	
		対応時間	午前8：30～午後5：15 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く	

<p>苦情・相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間</p>	<p>国保連苦情・相談対応窓口（介護サービス苦情相談窓口）</p>	<p>名称 愛知県国民健康保険団体連合会 連絡先電話番号 クガナイ ヨイロウゴ (052-971-4165) 対応時間（午前9：00～午後5：00） 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く</p>
<p>事故発生時の対応</p>	<p>担当職員は、利用者に対して、指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合、速やかに必要な措置を講じ、利用者の家族、東三河広域連合、関係市町村等に連絡を行うとともに、管理者に報告します。</p>	
<p>秘密の保持</p>	<p>①地域包括支援センターは、その従業員ないし業務委託先が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。 ②地域包括支援センターは、その従業員ないし業務委託先が、退職後ないし委託契約終了後であっても、在職中ないし委託中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。 ③地域包括支援センターは、利用者の個人情報を通業務以外の目的で用い、あるいは第三者に提供する場合には、利用者の同意を得ることとします。ただし、地域包括支援センターは法令上定めのある場合や利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合に必要範囲内で、個人情報を用いあるいは第三者に提供することができるものとします。 ④地域包括支援センターが介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント業務の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医ないし歯科医師等に対して意見を求めることができるものとします。 ⑤地域包括支援センターは、緊急時・災害時において生命・身体保護のため、利用者の安否確認を、行政等に提供することができるものとします。</p>	
<p>利用料</p>	<p>基本的に利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。</p>	
<p>業務の委託</p>	<p>必要に応じて上記の提供サービスのうち一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。</p>	
<p>連絡について</p>	<p>利用者が、住所の変更、入院や入所、要介護認定の申請や変更申請をされた場合は、地域包括支援センターへご連絡ください。</p>	